

(PDF版・2の3)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「二 人間の前での神」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「二 人間の前での神」(55-114頁)

「二 人間の前での神」

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を持っており、詳しく言えばその「啓示自身」が、その「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」(すなわち、客観的な「存在的なく必然性〉)とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高擧されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」(すなわち、主観的な「認識的なく必然性〉)を前提条件としたところの、換言すれば神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいたところの、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性(主観的な「認識的なくラチオ性〉)と客観的な「存在的なくラチオ性〉」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉(「最初の起源的な支配的なくしるし〉」、「主要な対象性」)である、「自己自身である神」としての「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における**第二の存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動・活動、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事)**、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの〈名〉」——このイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」(「啓示との〈間接的同一性〉」において存在している、啓示との区別を包括した同一性において存在している「啓示の〈しるし〉」、その最初の直接的な第一の「副次的な対象性」)としての**第二の形態の神の言葉である聖書**、すなわちそのイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された「預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」(換言すれば「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」

によって賦与され装備された「権威と自由を持つ「預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教）」、およびキリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代、中間時における終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）に基づいた聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、その聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした**第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義 Credo**（「啓示の〈しるし〉」の〈しるし〉、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした「**副次的な対象性**」）の現存を持っており、その〈**総体的構造**〉に基づいて、キリストにあっての神としての「神が、人間を信仰へと目覚ましめ給うということの中で、また……人間に対してご自身を対象として示し給うということを通して、またそのことの中で、そして神が人間をそのご自身の対象性の中でのご自身に向かって目を開かせ給うということを通して、またそのことの中で、神認識は、信仰の認識として実在となる」〔すなわち、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事は実在となる、「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」〕。したがって、その「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識についての教説」は、「それ自身、既に神論〔神についての教説〕に属している……」。何故ならば、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識についての教説」は、「決定的に、ただ神の存在と行為の記述から成り立つことができるだけであるからである」。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識の内容として……挙げられた」ところの、「われわれがすべてにまさって愛することがゆるされるが故に、すべてにまさって恐れなければならない方、またその方自身われわれに対しご自身をそれほどまでに明らかに確かなものとなし給う」が故に、われわれにとって秘義であり続ける」**方**の**現実存在**——「それこそが、人間の前での神、神の言葉に拘束されている神認識によれば、人間に出会い、人間に対して働きかけ給う神である」、「それこそが、〔キリストにあっての神としての〕神、この認識の遂行の中で、人間に先行し給い、人間が〔それに後続して〕この認識を遂行しつつ、ただ〔後続して〕従って行くことができる」**だけであるところの神である**」。

キリストにあっての神としての「神の認識〔神認識〕が実在となる」ことができる第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「**神の言葉に拘束された神認識の内容は**〔換言すれば、具体的には起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書

を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の神の言葉である教会のすべての成員における神の言葉に拘束された神認識の内容は]、われわれがその方をすべてにまさって〔先ず以て〕＜愛＞することが許されているが故に、〔それ故に、その愛することに伴って〕すべてにまさって＜恐れ＞なければならない方の現実存在であるということが理解されるならば、……その時には、その神認識の遂行に関して、先ず第一にわれわれの探究の最初の段階を完結した際の「到達点」は、その「神認識は、〔キリストにあつての神としての〕神認識に相對しての＜服従＞の中で生起するということである」。したがって、「それは、その神認識を、人間的な立場として他の諸々の人間的な立場から疑念を差しはさみ・攻撃しようとする第三者に相對して、確固とした立場であるというだけでなく、特にまた、〔主観的な〕認識する者に相對しても確固とした揺るぎない立場なのである」。何故ならば、イエス・キリストにおける「啓示自身が啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っている限り、主観的な「彼が〔認識する者が〕」、彼の認識の対象に対して服従の関係の中で相對して立つことによって、彼は、「その〔主観的な〕認識の遂行は〔客観的に存在している対象に対するその主観的な認識の遂行は〕、彼の選択や意向から独立した形で」、すなわちそれ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉への拘束のもとで生起するということ」を「承認し・確認する」。第二の形態の神の言葉である「聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教〔説教と聖礼典〕における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」、何故ならば「聖書こそが、教会に宣教を義務づけているからである」、それ故に「聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」（『教会教義学 神の言葉』）。このような訳で、「彼は、この対象の認識からそもそも身を引いてしまうとか、あるいはこの対象自身が要求するのとは違った仕方で対象を認識する可能性を断念するのである」。何故ならば、「その服従それ自身も、ただ単にその対象によって呼び起こされるだけでなく、またその対象によって規定されている」からである。「われわれは、〔先ず以て、キリストにあつての神としての〕神を愛することが許されているが故に>、神を恐れなければならない。＜それ故に>、われわれは、〔先行するキリストにあつての神としての〕神に〔後続して〕聞き従うことを欲し、また聞き従うであろう〔それ故に、先行するキリストにあつての神としての神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もとは言わないであろう、神人協力説を主張しないであろう〕。＜それ故に>また、〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいた〕われわれ

の神認識というこの出来事は、すべての第三者に対して、特にわれわれ自身に対して、確固として揺るぎないものである……」。

「一方で」、その神認識について「誤謬は<必然>である」ということがないために、「神に対する恐れによって伴われ、規定され、限界づけられている神への愛の中で、まさに、われわれからわれわれの中立性が取り去られるということ……が生起する」、ちょうど人間学的な「歴史<主義>」における「歴史的<事実>」にだけ重きを置く「中立的な観察者として聖書の中に証しされている啓示の『史実的な』確かさを問う問いは、聖書にとっては全く縁遠いものであり、聖書の証言の対象にとって異質なものである」ように、換言すれば第二の形態の神の言葉である「聖書的証言に対して、それを聞くもの、見る者、信じる者である<非>中立的な観察者にとっては、聖書の中に、同時に、啓示の<秘義>があったし、あり続けた」ように。人間学的領域においては、次のように言われている——「神話にはいろいろな解釈の仕方があります。比較神話学のように、他の周辺地域の神話との共通点や相違点をくらべていく考え方もありますし、神話なるものはすべて古代における祭式祭儀というものの物語化であるという考え方もあります。また神話のこの部分は歴史的<事実>であり、この部分はでっち上げであるというより分け方というやり方もあります。そのどの方法をとっている場合でも、この説がいいということは、いまのところ残念ながら断定できません。プロ野球で三割の打率があれば相当の打者だということになるのと同じように、神話乃至古代史の研究において、打率三割ならばまったく優秀な研究者であるとわたしはおもっています。〔したがって、〕じぶんでそれ以上の打率があるとおもっているやつはバカだとかんがえたほうがいいとおもいます」（吉本隆明『敗北の構造』「南島論」）。「他方で」、それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、聖職者であれ、牧師であれ、神学者であれ、誰であれ、徹頭徹尾われわれはただの人間である限り、その彼の神認識について「誤謬は<可能>である」から、「われわれの神認識の立場が、神ご自身の優越性と攻撃され得ない姿〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」がその「啓示に固有な自己正目能力」の<総体的構造>を持っている「神ご自身の優越性と攻撃され得ない姿」〕の中立性全体を持つようになるということが生起する」。「そこでは、パウロが、ローマ一・五、一六・二六で信仰の従順と呼び、Ⅱコリント一〇・五でキリストへの従順と呼んだこと、使徒行伝で六・七で信仰を受け入れると言われていることが問題である」、「信仰によってアブラハムは召しをこうむった時、それに従った（ヘブル一・八）。福音に対する正しい決断は、ローマ六・一七、一〇・一六、Ⅱテサロニケ一・八でもまた、服従と呼ばれている」、「ピリピ二・一二で、彼らは常に従順であったと、あの教会はあとから振り返って賞賛されている」、「Ⅰペテロー一・一四では、キリスト者は従順の子らと言われている」、「Ⅰペテロー二で

は、『選ばれた寄留の民』についての記述は、(中略) 父なる神の予知されたところによって選ばれ・御霊のきよめにあずかっているのは、イエス・キリストに従い、かつその血の注ぎを受けるためである」と言われている」。われわれは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における神のその都度の自由な恵みの神的決断による

「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で与えられる「信仰が、〔何かそのほかの心の信頼〕とは違った、それらから区別された〕『心の信頼』として、それが、〔区別を包括した単一性において、〕神を愛する愛の〈許されている〉と切り離せない神を恐れる恐れの〈ねばならない〉の中に基礎づけられているということによって」、「服従ということでもって、信仰そのものを理解する以外」にはない。

「それらすべての箇所においては、子供としての、良く目を見開いた自由な服従が問題である。その限り、信仰の服従が問題である」、「どうして愛が恐れなしで存在し得ようか。どうして愛が恐れの中での愛として、服従でなくてよいであろうか」。

「そのような訳で、〔キリストにあつての神としての〕神が、〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕人間の信仰を呼び覚まし、造り出し、保持される方として人間の前に立ち給う所では、また〔キリストにあつての神としての〕神が、人間の信仰の認識の対象および内容として人間に対してご自身を提供される所では、神は、そのことをその〈存在と行為〉の中でなし給う〔すなわち、キリストにあつての神としての神は、そのことを、区別を包括した単一性において、先ず以て「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）としての「第二の問題」を包括した「第一の問題」としての「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三度別様の三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形

態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体の中での愛は、〔それが、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいたそれであるならば、〕われわれを、決してこの対象を認識することから逸脱させはしないであろう。「恐れの中での愛」は、われわれを、その「対象とその対象の性質と本質を通して要求されている仕方

で結びつける」。「実在の〔キリストにあつての神としての〕神から由来している」「この恐れの中での愛からして、神認識は、〔信仰の認識としての神認識として、啓示認識・啓示信仰として、人間的主観に実現された神の恵みの出来事として、〕繰り返し実在となるであろう」。あくまでもイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて「信仰から信仰へと進むのである」、「決して〔生来的な自然的な〕われわれ自身でもって、決して〔生来的な自然的な〕われわれ自身の信じ、また認識する能力でもって始める〔始め進める〕のではなく」、「それ故に決して〔生来的な自然的な〕われわれの信仰と認識の無能力でもって中止することなく」、「ただ〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて〕進み続けて行くことができるだけであるし、また進み続けて行くであろう」。

起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての神は、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であつて対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三度別様の「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）として認識され信仰されることからして、『二十五節 神認識の実現』の題詞〔定式化〕における「さらに第二の一对の概念」は、「われわれがすべてにまさって愛することが許されているが故に、すべてのまさって恐れなければならないその同じ神は、またご自分をわれわれに対してあれほど〈明らかに〉また〈確かなもの〉とされたが故に、われわれにとって秘義であり〈続ける〉方であるということである」。われわれは、キリストにあつての神としての「神は、われわれが愛することが許されており、また恐れなければならない方であるということ」は、「人間の神認識の問題にとって、一つの独立した意味を持っているということ」を「見て取った」、「換言すれば、愛の中で恐れられるべき方が、人間の神認識の問題を服従の問題にされる限り、またご自身の認識を、ご自身の本質と性質

を通して必然的となる決断となさる限り〔すなわち、区別を包括した単一性において、先ず以て「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）としての「第二の問題」を包括した「第一の問題」としての「神の存在を問う問い」（神の存在の問題）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、ご自身の本質と性質を通して必然的となる決断となさる限り〕、人間による神認識の基礎づけおよび保持によって一つの独立した意味を持っているということ」を「見て取った」。「しかし、この〈事柄〉が持つ意味は、そのことを超えて、この認識の〈形式〉と〈形態〉にまで及んでいる」——「それは、第二の対となる概念によって示唆されているもう一つの秩序のことである」、すなわち「一方では〔キリストにあっての神としての〕神が、〔われわれのための神〕として」われわれの前に立ち給う際の明らかなさと確実さが、他方では〔キリストにあっての神としての〕神が、〔自己自身である神〕として」われわれの前に立ち給う際の秘義が、互いに結び合されているところの秩序のことである」。この時、「われわれが持つことを許されている神を愛する〈愛〉に対しては、〔キリストにあっての神としての〕神が〔われわれのための神〕として」われわれにご自身を提供し給う〈明らかなさと確実さ〉が対応している」、「もしもそれが啓示でないならば、どうして和解があるであろうか。信じること、またあの『許される』を用いることは、神の啓示を受け取ることを意味している」、「まさにわれわれが神の啓示を受け取ることによって、われわれは既に、われわれが神を愛することが許されているということを用いているのである」。「しかし、〔聖書的啓示証言によれば、「裁きなしの和解」がないように、「秘義なしの啓示」もないのであるから、〕われわれが〔キリストにあっての神としての〕神に対して持たなければならないところの〈恐れ〉に対しては、〔キリストにあっての神としての〕神が、〔自己自身である神〕として」われわれに対してご自身を提供し給うところの〈秘義〉が対応している」、「信じること、あの『ねばならない〔キリストにあっての神としての神を「恐れなければならない」〕』を真剣に受け取ることは、神の啓示の中での神の〈秘義〉を認識し承認するということの意味している」、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の〈しるし〉」）としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている「啓示ないし和解の實在」（「最初の起源的な支配的な〈しるし〉」）そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストは、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間である。